

第三者評価結果シート（児童養護施設）

種別	児童養護施設
----	--------

①第三者評価機関名
サード・アイ合同会社

②評価調査者研修修了番号
SK18001
H0013
H0028

③施設名等	
名称：	わかすぎ学園
施設長氏名：	伊藤 裕司
定員：	28名
所在地(都道府県)：	北海道
所在地(市町村以下)：	
T E L：	0143-23-7984
U R L：	http://www5.plala.or.jp/gensen
【施設の概要】	
開設年月日	1973/7/1
経営法人・設置主体(法人名等)：	社会福祉法人 室蘭言泉学園
職員数 常勤職員：	20名
職員数 非常勤職員：	10名
専門職員の名称(ア)	社会福祉士
上記専門職員の人数：	1名
専門職員の名称(イ)	保育士
上記専門職員の人数：	6名
専門職員の名称(ウ)	看護師
上記専門職員の人数：	1名
専門職員の名称(エ)	認定心理士
上記専門職員の人数：	1名
専門職員の名称(オ)	介護福祉士
上記専門職員の人数：	1名
専門職員の名称(カ)	学校教諭
上記専門職員の人数：	1名
施設設備の概要(ア)居室数：	16居室
施設設備の概要(イ)設備等：	食堂・浴室・会議室
施設設備の概要(ウ)：	プレールーム・乾燥室・湯沸室・遊戯場・心理室
施設設備の概要(エ)：	

④理念・基本方針	
理念	<ul style="list-style-type: none"> ○一人ひとりの個性を尊重し、心豊かで穏やかな成長を願い自立支援します。 ○子どもの権利擁護と養育に努めます。
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの権利を守り、子どもの意向や意見を尊重した支援をします。 ○家庭的な養育環境において、一人ひとりが安全で安心した生活が送れるよう支援します。 ○子どもの個性や能力を大切に、個別化した対応の中で個々のニーズを受け止め、自立に向けての支援を行います。 ○保護者と連携した援助を行い、親子再構築の支援を行います。 ○地域と協働して子育て支援に取り組みます。

⑤施設の特徴的な取組	
児童養護施設に於ける、小規模化及び家庭的養護の推進。学園独自の奨学金制度を立ち上げ大学等の進学率の向上を図り、子どもの貧困問題の改善に努める。高校等卒業後の社会自立に向けてのアフターケアの充実。	

⑥第三者評価の受審状況	
評価実施期間(ア)契約日(開始日)	2020/5/27
評価実施期間(イ)評価結果確定日	2022/2/17
前回の受審時期	平成29年度

⑦総評

<評価の高い点>

1、「スペシャルタイムの位置づけ」

施設は、児童精神科医から助言を受けて、「スペシャルタイム」という時間設定の仕組みをつくりました。子どもが表出する感情・言葉の背景や意味を理解して、子どもが求めるタイミングで受け止めるためには、どうしても、個別の支援と集団の平等性とのバランスに悩むこととなります。児童精神科医から、子どもへの支援方法を学び、子どもの成長に即した個別支援の意味と、集団の中での「特別扱い」の意味を問い直す中で、「スペシャルタイム」という子どもと向き合う時間を設けたのです。

職員は、決められた時間まで「子どもを待たせている」ことを個別支援として意識化するようになり、子ども自身の側も、自分の特別な時間として意識することで、その時間まで待てるようになりました。

さらに子どもは、誰でも望めば自分にも「スペシャルタイム」があることを理解することで、子ども同士の間で、自慢したり妬んだりすることがなく、子ども集団の成長にも繋がっています。

2、「感染症への対応」

衛生推進委員会が毎月一度開催されています。最近では看護師の指導のもとに防護服のつけ方の練習をするなど、職員は実技形式での研修会を行いました。共有スペースの入り口には、子どもが使用する布マスクがあり、毎日、職員が洗っています。

子どもは、手洗いやうがいの実践を通して、感染対策は日々の予防対策の積み重ねであることを学んでいます。感染症予防と発生時におけるマニュアルが作成されて、コロナ感染予防についても対応策が周知されています。また、衛生管理チェックリストが作られ、公用車使用後の消毒に至るまで、職員自らが実行できる内容となっています。

前回の受審では湿度の管理対策に不十分さがありましたが、現在は加湿器を導入し湿度管理ができるように改善されていました。リスク軽減のための実行として、評価される点です。

また「星空ホーム」ができたことで、万が一の感染者発生時に隔離対応できることは、集団生活をしている場にとっての安全確保として施設の強みとなっています。

3、「家庭的養護の加速化」

わかずぎ学園は、本園のある室蘭市内に、地域小規模児童養護施設「楓」を平成16年5月30日に、小規模グループケアホーム「さくら」を平成19年4月1日に開設しました。この後、苫小牧市に地域小規模児童養護施設「鈴蘭」を平成28年4月1日に、直近では「はまなす」を平成31年4月1日に同市に増設しています。

法人事業所内の障がい者グループホームのノウハウを活かして、児童養護施設の小規模化を加速しています。本園においても、令和3年より児童数22名まで入所児童数を減らしました。

養育・支援の質向上には、家庭的な雰囲気や養育できる小規模化が欠かせないとの思いからです。このように、本園の小規模化と、地域小規模児童養護施設等での家庭的養護計画の加速化を確実に進めています。

<質の向上のために求められる点>

1、「年齢や発達に応じた性教育を」

施設では、性的なトラブルを避けるために、子どもは一人ずつ入浴しています。

また、一部行事以外では、男女各セクションの日常的な交流はありません。

性教育が求めるものは、分離によってトラブルを避けることではなく、距離間を学ぶことです。特に、思春期を迎えた子どもが、自分の心身の変化と「性」を、成長として結び付けられるように、年齢や発達に応じて正しい知識を得るためのカリキュラムや学習の機会が必要です。

また、性的虐待を受けた子どもに対する特別なケアとカリキュラムも必要です。性教育は、いのちの教育ともいわれます。おたがいの違いを理解し尊重して、認め合うことを学ぶ教育です。

日々成長している子どもに接する職員だからこそ、積極的な研修参加や学習会で、子どもの性にどう向き合うかを学び、支援のあり方を話し合い、子どもが正しい知識を得る機会を設けることを望みます。

2、「情報共有の必要性」

子どもの情報を集約するための引継ぎノートがあり、職員は必ず引継ぎノートを確認して現状を把握しています。但し、セクションをまたぐ情報の共有には課題を感じています。子どもの精神科通院記録や、心理対応の子どもの情報・記録は、適宜日々の支援に活かす必要があります。また、保護者対応には、家庭支援専門相談員との情報共有が必須となります。

施設は、ICT（情報通信技術）を活用して、施設全体の情報の共有化を強化する意向を示しています。情報の流れを明確にし、必要な情報が的確に届くようにするとともに、職員間で記録内容や書き方に差異が生じないようにすることにも期待します。

3、「被措置児童等虐待対応ガイドラインの周知」

施設では、苦情対応規定や事故対応のなかに虐待対応が記され、虐待防止チェックリストを整備しています。しかし、求められるのは、児童福祉法33条による「被措置児童等虐待の防止」の規定であり、厚生労働省から出された「被措置児童等虐待対応ガイドライン」の周知です。虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、通告受理機関に通告の義務が課され、同様に、当該児童も届出ができます。

また、届出者・通告者が不利益を受けることがないという制度の周知徹底が求められています。特に、子どもが自ら訴えることができるように、子どもの理解に合わせた方法で説明することが望まれます。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

今回は、本法人及び施設の運営に関して多岐にわたって評価していただきありがとうございます。

法人の基本理念のもと子どもの意思を尊重し、子どもの自己実現を図るべくていねいな支援を心がけていますが、目の前の業務に追われ十分に振り返りができずに来てしまった点が幾つかあったことは否めません。

今後は、子どもや保護者に対する園の方針や体制などについての説明をていねいに行い、意思疎通を高めたうえでお互いが充分納得できる支援を行っていきたくと考えております。

⑨第三者評価結果（別紙）

第三者評価結果（児童養護施設）

共通評価基準（45項目）Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者 評価結果
① 1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
【コメント】	5つの方針が学園のリーフレットに掲載されている。職員には、毎年度改定されるサポートマニュアル等で法人の理念と共に理解を図っている。理念は2つあるが、周知の場としては本評価の公開ホームページに限られているため、子どもや保護者等への周知には十分ではない。理念と基本方針を正確に示して、事業所ホームページにも掲載することが期待される。

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者 評価結果
① 2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
【コメント】	児童養護施設をめぐる動向は、全国児童養護施設協議会の専門部会等のオンライン会議への参加等で把握している。道内の状況把握は、施設が所在する室蘭市その他、より広域に児童の受け入れができるように、道内各地の児童相談所との連絡を密にし、情報を入手している。経営状況に関しては、理事会や企画調整会議などを通じて全事業所のバランスを考慮した分析を行っている。
② 3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
【コメント】	施設長は常務理事として、理事会や企画調整会議などを通じて全事業所のバランスを考慮した分析により経営課題を明確化している。児童養護施設に関しては、家庭的養護事業構想に向けた会議を重ねて、資金計画案を理事長に提出している。

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者 評価結果
① 4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
【コメント】	社会的養護推進計画は、胆振総合振興局に提出した「小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた整備方針（計画）」と連動した計画書案を作成している。「第4次中期事業計画（アクションプラン2020）課題進捗状況」が報告書としてあがり、資金計画検討会議を経て理事長へ予算確保の答申書が提出されている。
② 5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
【コメント】	法人第四次中期事業計画に、わかすぎ学園の現状と今後について端的に記載されている。単年度計画にあたる「第四次中期事業計画（アクションプラン2020）」である。計画は法人と事業所を横断した複雑な作りとなっているので、単年度計画が中長期計画を反映しているようにはみえない。これとは別に、年度毎に施設・事業所・部門別重点運営項目が示されて、達成・着手・未着手・変更の項目と変更内容（実績）の欄を設けている。前年度と同じ重点項目が並び、達成が確認されている。構想としては大変意識の高い作りとなっているものの、中期と単年度の計画が判然としないうちに毎年度の運営項目の評価となっている。次項目と関連して、職員にとってもPDCAの展開がわかりやすい計画の立案を期待したい。
(2) 事業計画が適切に策定されている。	
① 6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
【コメント】	児童養護施設わかすぎ学園として、胆振総合振興局に提出した「小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた整備方針（計画）」をベースに、「法人第四次中期事業計画」「令和3年度施設・事業所・部門重点運営項目」「第四次中期事業計画（アクションプラン2020）」が作成されている。法人内の事業所から公募した職員が主体的に計画進捗に携わっている。しかし、計画の全体像が複雑で一般の職員に周知はあっても理解が難しい面がある。法人の中期事業計画において、わかすぎ学園の単年度計画であることが容易となる見直しに期待したい。

	②	7 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	b
【コメント】	事業計画の説明としては、子どもに直接関わる行事や設備などについては、職員が直接に子どもへ話している。保護者への周知に関しては、コロナ禍により2020年度から保護者会の開催とならず「わかすぎ便り」等の郵送となっている。事業計画書が複数あるが事業所用の体裁なので、子どもや保護者には理解が難しい。事業所は「小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた整備方針（計画）」の提出以前より、本園の小規模化とグループホームでの家庭的養護を進めている。また、法人での先進的な地元での取組もある。この点を子ども・保護者等の地域にも周知することは、わかすぎ学園の発信にもなる。単年度の事業計画書と併せて、子どもや保護者向けの中長期計画の周知により理解が促されることを期待したい。		

4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。			第三者 評価結果
【コメント】	①	8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
第三者評価の児童養護施設版を使用して毎年度、自己評価することになっている。これよりも法人内事業所として年度毎に「施設・事業所・部門重点運営項目」を使用して養育・支援の質向上に向けて努めている。「法人第四次中期事業計画」には児童養護施設わかすぎ学園だけではなく同法人の障害者支援事業所の職員も公募して委員となっている。この中期事業計画と単年度の重点事項運営項目の計画の評価・見直しを円滑に行うことができる内容であれば、システムとして分析・検討も可能である。今後に期待したい。			
【コメント】	②	9 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
「法人第四次中期事業計画」は経年の進捗が求められるが、「施設・事業所・部門重点運営項目」は毎年度、多少の項目内容の違いはあっても職員が年度末に評価・見直しを行っている。具体的な改善は支援現場の職員の手任せられ実行されていることは、日々の日誌等の記録からは読み取れなくもない。本項目は大きな仕組みでの評価・見直しである。改善の経緯が認められる記録のあり方にも期待したい。			

II 施設の運営管理

1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。			第三者 評価結果
【コメント】	①	10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
施設長は、法人の全事業所の総合施設長と常務理事を兼務している。平成28年4月1日には苫小牧に新設した小規模児童養護施設「鈴蘭」を3クール目の初年度に受審させた。平成31年4月1日には同市に同様の養育センター「はまなす」を設置、室蘭市に所在する本園わかすぎ学園の児童数を減らして小規模化を加速させた。また、新たに副施設長を任命し苫小牧市と室蘭市にわたる養育支援の管理業務を移譲し、2021（令和3）年には、小規模児童養護施設の勤務を経た職員を課長に任命して本園のケアの充実をはかっている。			
【コメント】	②	11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
法人は多数の障害者支援事業所を運営しており、権利擁護に関する研修や自己啓発の学習などが職員に課され、全事業所が関連法令・通知の順守に努めている。被措置児童虐待の届出・通告の制度（児童福祉法33条）に関しては、前回より見直し中であったが、本園でのマニュアル作成には至っていなかった。早急な作成と職員への周知が期待される。			
(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。			
【コメント】	①	12 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	b
法人内に平成29年度より奨学金制度を創設させた他、室蘭市内に小規模ケアのグループホームを2件、苫小牧市には平成28年4月1日に地域小規模児童養護施設「鈴蘭」、平成31年4月1日に「はまなす」を開設した。本園は令和3年より児童数22名まで入所児童数を減らした。養育・支援の質向上には、旧来の大舎制よりも家庭的な雰囲気での養育できる小規模化が欠かせないとの思いがあり計画の加速化を指揮している。退所した子どもに関しては、5年前より把握してアフターケアに努めている。この体制に備えて人材活用を進めることにも期待したい。			

【コメント】	② 13 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	b
<p>法人事業所内の障がい者グループホームのノウハウを活かして、児童養護施設の小規模化を加速している。小規模児童養護施設の所在する地域でパート勤務者を雇用して養育・支援の役割分担を進め、常勤職員の負担を軽減している。ICT（情報通信技術）を業務に取り入れて効率化を図る計画には常務理事として参加している。本園の記録は手書きながら、引き継ぎ簿で子どものその日の機微を伝えようとしているのがうかがえた。この点が効果的にICT（情報通信技術）を使用可能となるように、計画が加速化するリーダーシップを期待したい。</p>		

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		第三者 評価結果
【コメント】	① 14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
<p>継続した法人の取組として、ホームページに「職員採用のご案内」を設け、新卒・中途・パートタイムの採用が事業所毎に更新されている。わかずぎ学園の小規模化への加速化案としてパターンを2つ作成して採用する職種と人数が検討されている。現在の社会情勢として、地域を問わず人材の確保が困難である。過去に学校実習生へ郵送案内を行って雇用に結びついた例もある。卒園した子どもへのアフターケアの体制にも人員が必要となる。今後も、更に積極的な人材確保に期待したい。</p>		
【コメント】	② 15 総合的な人事管理が行われている。	b
<p>人事考課は、職員の自己評価をもとに面談が行われている。法人の全事業所で、SDS（自己啓発研修）が継続しており、職員個々の研修計画に取り入れられている。面談で職員の意向などを聞いて把握しているが、段階を踏むキャリアパスの道順は具体的には示されていない。現在勤務している職員の中途退職を予防するためにも、児童養護施設勤務職員としてのキャリアパスの基準が明確となることにも期待したい。</p>		
(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
【コメント】	① 16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
<p>人事考課面談の際には、職員の個人的な要望なども聴きとっている。法人規模で労務管理や福利厚生などは整備されている。2021年度より新規に認定心理士を学園で雇用している。業務に慣れた以降には職員の心理面でのアドバイザー的役割が期待されている。メンタル以外の相談窓口としては、ハラスメントへの対応を法人として検討中である。セクハラ・パワハラ・マタハラ等、近年は様々な対応を求められる労働環境となっている。窓口設置以降は、これらに関する研修の実施にも期待したい。</p>		
(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
【コメント】	① 17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
<p>職員の育成は、SDS（自己啓発研修）も含めて常勤職員の研修計画が策定されている。人事考課の面談記録と共に研修計画はファイリングされている。前年度の計画と一緒に綴じられている職員ファイルもあるが、前年度からの評価と見直しの連続性はあまり感じられない。あくまで本人希望と自己啓発を主眼として作成されている。学園が児童養護施設職員としてどのような人材を目指して行動するのかを明確にして書式化することにも期待したい。</p>		
【コメント】	② 18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
<p>法人の研修要綱に基本方針が明文化され、初任者研修から始まり、感染症など専門研修が設けられている。他は、SDS（自己啓発研修）の個別研修計画となる。児童養護施設職員向けの主な研修は、コロナ禍により全てオンライン方式での参加となっている。3密を避けるために従来のような集合での伝達研修の実施は難しかった。職員の記録には日常での支援の困難や悩みが記載されている。資質向上の意欲ある職員のためにも、より専門性を獲得できるような計画計画の作成を期待したい。</p>		

【コメント】	③ 19 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b
法人において、従来より実施していた階層別研修を見直しているところである。法人内研修、外部研修と併せてスーパービジョンの体制は、地域小規模児童養護施設としても行われている。しかし、研修自体の見直しと職員個々の研修計画の見直しが別々になっているため、次年度に向けた目標と研修内容が適切には合致していない。全職員の養育・支援の質向上のためには、個別研修計画と研修の内容を見直していくことが期待される。		
【コメント】	① 20 実習生等の養育・支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
「実習オリエンテーション」の他、「実習のしおり」等で主に保育士志望の実習生を受け入れている。「反省書」や「指導案様式」等の記入様式を整え、実習中の具体的な注意事項は「実習生の皆さんへ2」で伝えている。「実習のしおり」には、実習生に求める基本的な姿勢の記載があり、権利擁護の視点を伝えている。次回に実習生の受け入れに関するマニュアルを見直す際には、法人として或いは事業所として実習生を受け入れる社会的責務としての基本姿勢を明文化することを期待したい。		

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	第三者 評価結果	
【コメント】	① 21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
定期的に、法人ホームページが更新され、情報公開のページには苦情解決状況が全事業所の結果が掲載されている。今後、期待される公開情報としては、児童養護施設の理念・基本方針や運営の状況である。第三者評価結果も掲載されているが、その改善状況と子どもの相談・意見・要望への対応が公開されることを期待したい。		
【コメント】	② 22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
児童養護施設の小規模化に関しては、「アクションプラン2020 家庭的養護事業構想と資金計画検討」として総合施設長、事務局長次長、主任等を交えた進捗状況報告書が作成され、「答申書(案)」が理事長へ提出され予算化されている。本園の小規模化・高機能化に向けた職員の意見・要望もまとめられて透明性のある運営となっている。法人内の他事業所に関する資金の動きも合わせると監査業務が多忙となることから、2021年度より法人の内部監査人を2名から3名に増員して適正な運営に努めている。		

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。	第三者 評価結果	
【コメント】	① 23 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
わかずぎ学園では、子どもが職員に引率されて高齢者宅を訪問して除雪を行っている。コロナ禍ということもあり、従来まで実施してきた地域行事の開催はできなかった経緯はある。本園は給食が提供されるが、小規模化してきたこともあり食材の購入に商店へ出かけている。このように、できうる限り地域と子どもが交流の機会を持てるように努めている。		
【コメント】	② 24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
学習ボランティアや子どもの支援を行っている札幌市のNPO法人が室蘭でも活動を広げている。学園では1名の子どもの国語と算数から学習ボランティアを受け入れを始めている。ボランティアに関しては、年度毎に作成する支援手引書(サポートマニュアル)に「地域・ボランティア計画」がある。重点方針と重点目標と着眼点がそれぞれ3つ挙げられ、子どもがボランティアすることと、ボランティア自体の育成が記載されているのは画期的である。しかし、本項目はボランティア等の受入れと体制に関してである。ボランティア受け入れの基本姿勢として読み取ることができるが、学園として文言を整理することと受入れマニュアルの整備が期待される。		
(2) 関係機関との連携が確保されている。		
【コメント】	① 25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
これまでにリスト化したファイルは職員室に管理されている。新たに、アフターケアに使用する事業所のファイルが増えた。退所後に就職するのは札幌市とその近郊とは限らないので、例えば本州に引っ越した子どもへのアフターケアにも活用できる団体・機関の情報も今後、把握したいとの意向が聞かれた。今後の連携先としては、従来の学園入所時の他に、退所後に関わる機関が増えていく。アフターケアも含めて法人の地域貢献にも資するので、今後も幅広い地域連携のためのアンテナを張ることが期待される。		

(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
【コメント】	① 26 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
要保護児童対策協議会には、施設長・副施設長が出席、本園の所在する室蘭市と小規模児童養護施設が2カ所ある苫小牧市に留まらない日胆地方とその周辺道内各地の子どもに関するニーズを把握している。法人には民生委員を兼務する評議員もおり、「アクションプラン2021」にあるように包括的な支援体制や地域ニーズを踏まえて、高齢者にも視点をあてた取組が必須と現状認識している。法人は設立時より障害者・児童を対象とした事業展開をしてきた。地域共生社会の実現を謳い当面の工程表を示すまでに至っている。		
【コメント】	② 27 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
災害時には、わかすぎ学園が言泉学園と共有している体育館を地域の福祉避難所としている。子どもと職員が高齢者宅を訪問して除雪する活動が行われている。法人としては、高齢化一人暮らしホームの設置、日中型サービス支援型ホームの指定、高齢者の日中支援の場の確保、などを計画している。		

Ⅲ 適切な養育・支援の実施

1 子ども本位の養育・支援

(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		第三者 評価結果
【コメント】	① 28 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
基本理念は明示され、共通理解も図られている。倫理規定は支援のマニュアルやルールに落とし込まれ、子どもの意見を重視するなど子どもを尊重した支援に努めている。支援のルールの見直しは、年度始めや必要に応じて適宜行っている。年度始めに理事長からのビデオレターで、職員は理念や方針の理解を深めている。虐待防止はチェックシートを利用し、支援を省察している。子どもの権利ノートは子どもへ配布しただけにとどまっている。今後は子どもが内容を理解し、職員と一緒に日々の生活で活用するなど、更にステップアップした子どもを尊重した支援の実践が期待される。		
【コメント】	② 29 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	b
プライバシー保護の規定、権利擁護などは職員へ周知され、個人情報保護と混同なく理解されている。子どもの生活では、一人での入浴や互いの部屋へ許可なく立ち入らないなど、セクションルールに具体的に定めて実践している。子どもが使う苗字と本名が違う場合への配慮もなされている。集団生活においては、子ども同士がプライバシー保護を理解し、実行することが求められる。プライバシー保護について、発達に応じて子どもにわかりやすく説明するためには、職員が理解を深める必要がある。子どもと職員が双方から認識を共有して、プライバシー保護を実践できるようなルールをマニュアル化して、支援に役立てていくことを期待したい。		
(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
【コメント】	① 30 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	b
ホームページや「わかすぎ便り」を利用し情報発信をしている。しかし、ホームページのトップページに「わかすぎ学園」の名称が見当たらず養護事業部門から飛ぶ必要がある。入所する関係者は養育や生活の紹介などの詳細な情報を知りたいという思いでホームページを訪れている。誰もがすぐ閲覧しやすく、子どもの養育や支援、生活の紹介などがわかりやすいホームページへの改善が期待される。また、「わかすぎ便り」は保護者、児童相談所、学校など関係者のみへの配布に留まっている。今後は、パンフレット等を公的機関等に設置するなど、情報提供の場や方法を増やすことにも期待したい。		
【コメント】	② 31 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	b
入所時に、施設がおこなう養育・支援について、子ども向けに分かりやすく説明された配布物は作成されていない。保護者の理解度に合わせた説明や対応に苦慮する場合には、説明がスムーズに行われるように児童相談所の介入もある。今後は、子どもや保護者の不安を軽減できるように、図や写真入りで子どもが見やすく、学園の生活が伝わりやすい内容のしおりの作成が期待される。その上で、どの職員が担当しても不足なく対応できる手順書やチェックリストなどの導入も期待したい。また、現在使用している同意書に加え、ニーズに応じて同意の書面化を検討しており、社会情勢の変化に伴い見直しの実施も期待される。		

【コメント】	③ 32 措置変更や地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	b
<p>わかずぎ学園の相談窓口の設置はしていないが、どの職員でも対応できるように記録を残している。しかし措置変更や家庭への移行の際に、養育や支援の継続性に配慮した手順や引継ぎ文書は定められていない。それらの必要性を実感していることから、これから作成予定の意向を示している。関係支援機関との連携も含めた支援継続の手順や引継ぎ文書の内容を定め、さらに支援の継続性に配慮した対応が期待される。</p>		
(3) 子どもの満足の向上に努めている。	第三者 評価結果	
【コメント】	① 33 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
<p>子どもたちの自治会「みつばっち」の運営が充実するように、職員は積極的に子どもの思いを傾聴しサポートしている。ご意見箱「ドラえもんのポケット」の設置や職員からの声かけにより、どの子どもの思いもキャッチしようとしている。アンケートも行っているが集計のみで分析には至っていない。食堂には給食の「ご意見箱」が設置され、茶話会では栄養士が直接子どもの思いを聴いている。保護者の満足度の把握は難しく、要望に応じたの対応にとどまっている。今後は把握の方法の検討と、子どもと保護者の満足向上のための改善課題の発見と課題解決への取組に期待したい。</p>		
(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
【コメント】	① 34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	c
<p>苦情解決対応規定により、苦情解決の体制は整備されている。しかし、子どもたちへわかりやすい方法での周知は不十分であり、施設内に連絡先の掲示などが見当たらず、機能している状況が不明であった。また保護者への周知も積極的に行われていない。今後、①子どもや保護者が苦情を申出やすい工夫やその際の配慮について検討し、②職員も苦情解決の仕組みを把握し、③施設全体で苦情相談内容を改善課題を探るための有効手段と位置づけ、養育・支援の質の向上に活かしていくことが望まれる。</p>		
【コメント】	② 35 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	b
<p>面談では「思い解決シート」を使用し、取り扱い要綱に沿って相談事の解決と情報共有に役立てている。コロナ禍で食事の会話がなくなった分、子どもから意見を発信しやすいように職員は子どもとの信頼関係をつくるように努め、様子の変化を感じた時には声をかけ耳を傾けている。子どもからの相談では子どもが希望する職員が話を聴き、内容によっては一人部屋で話し、相談内容の守秘にも配慮している。ご意見箱「ドラえもんのポケット」が設置されているが、最近は活発に利用されていない。複数の相談方法や相談窓口をわかりやすく子どもや保護者へ伝えたり、文書の配布や掲示が不十分のため、今後の改善が期待される。</p>		
【コメント】	③ 36 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
<p>職員は日々の忙しい業務中でも、子どもたちの話を丁寧に聞くことを大切にしている。しかし、子どもたちからの相談や要望に対して迅速に対応するための具体的な方法は定められていない。また、日常での子どもの要望の対応フロー図も作成されていない。今後も子どもたちの話を傾聴し、アンケートを継続し、さらに組織的かつ迅速に対応できる手立てとして、具体的な対応方法を検討し職員間で共有、実践することを期待したい。</p>		
(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。	第三者 評価結果	
【コメント】	① 37 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
<p>リスクマネジメントは職員共通認識のもと事故防止に努めている。事故防止マニュアルを使用し、職員同士で危険を発見し合い、ヒヤリハットや事故報告を周知し、月に1度の職員会議で要因分析と対応策の検討を行っている。源泉学園にAEDが設置されているが、使用方法の研修は設置時のみにとどまっている。事故が起こった時に遅れることなく、適切な対応をするためには普段からの研修や訓練などの対策が重要である。わかずぎ学園ではどのようなリスク管理が必要なのかを分析し「危険への気づき」から事故防止を徹底し、研修や実習から正しい知識を得て、安心安全な養育・支援の継続が期待される。</p>		

【コメント】	② 38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
衛生推進委員会が月に一度開催され、看護師の指導もと勉強会や実技形式の訓練も行っている。感染症対策では子どもたちに理解を促し、コロナ感染予防対策ではマスクの着用や衛生管理、手洗いうがいを行っている。感染症予防と発生時におけるマニュアルが作成され、衛生管理チェックリストも活用されている。前回の受審では湿度の管理対策が不十分であったが、現在は加湿器により湿度の管理が行えている。また「星空ホーム」ができ、感染者の隔離に利用できることは、非常時の安全確保として施設の強みとなっている。		
【コメント】	③ 39 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にやっている。	b
防災・防犯支援計画、防災訓練状況の記録が作成されている。災害備蓄品は法人の建物内で栄養士が管理している。災害時の安否確認は学校と連携するが、外出している子どもや職員の安否確認方法の周知やマニュアル化はされていない。また子どもに対して避難場所である町内会館の周知がされておらず、一緒に避難経路の確認をしながら行ってみることも必要である。今後、委員会がマニュアルも作成していく意向を示している。いつ起こるかかわからない災害に備えて早急に検討、作成し、全職員へ周知の上、対策していくことを期待したい。		

2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		第三者 評価結果
【コメント】	① 40 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	b
職員のセクション会議が増え、話し合う機会も増えたことで、感じていることや共通認識として必要なことをより深く話し合えるようになっている。支援手引き書やセクションルールには生活支援の方法や計画が盛り込まれている。しかし、職員個々の裁量による支援については共通ルール化されておらず、具体的な実施方法の記載としては不十分である。今後は、文書化された内容を日常的に職員が閲覧、活用し、個別的な養育・支援をバランスよく組み合わせた養育・支援が期待される。		
【コメント】	② 41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
年度始めに、振り返りと見直しをするのが定期的だが、セクションルールにおいては、子どもの成長、居室のメンバー変更や「みつばっち」からの要望が出た時に、適宜、会議で検討し、改訂している。改訂した内容は職員間で共有し支援の質の向上に活かしている。今後も継続してPDCAサイクルによって、さらに子どもたちに必要なより良い実施方法へと改善させていくことを期待したい。		
(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
	① 42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	b
自立支援計画は、子どもの担当職員が作成して、セクションごとに精査し、最終的には管理職と協議して決定している。アセスメントとして個別重点月間集約票を添付しているが、今後は、小規模児童養護施設で取り入れたアセスメントシートも活用する意向を示している。施設では、学校や医療機関、児童相談所等、関係機関との連携強化をすすめ、自立支援計画票に反映する意向を示しており、今後に期待したい。		
	② 43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	b
毎年、児童相談所への提出時期に合わせて、自立支援計画の見直しを行っている。自立支援目標は、職員・子ども間で共有できる具体的な目標とすることで、子どもが達成度を意識し、目標に対する動機付けとなる。自立支援計画票が、子どもの成長を示す記録ともなるように、具体的な目標の設定や見直しのポイント等、職員が共通意識を持って取り組むことに期待したい。		
(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。		
【コメント】	① 44 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b
子どもの情報を引き継ぐための引継ぎノートがあり、必ず職員は引継ぎノートを確認して現状を把握している。さらに、パソコンを活用して、情報の共有化を強化する仕組み作りの意向を示している。子どもの精神科通院記録や、心理対応の子ども情報・記録は、適宜日々の支援に活かす必要がある。また、保護者対応には、家庭支援専門相談員との情報共有が必須となる。情報の流れを明確にし、必要な情報が的確に届くようにするとともに、職員間で記録内容や書き方に差異が生じないようにすることにも期待したい。		

【コメント】	② 45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
法人本部には個人情報保護規定があるが、施設としては、必要な規定の精査が不十分である。子どもや保護者の情報を守るとともに、保護者から情報開示を求められた時のルール・規定も必要となる。特に、電子データの管理は、パソコンの活用をすすめる上では必須である。USBの管理やパソコンへのアクセス権・パスワードの扱いの周知徹底等、個人情報についての職員研修や、施設としての管理方法を明確にしていくことに期待したい。		

内容評価基準（25項目） A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

1-（1） 子どもの権利擁護	第三者 評価結果	
【コメント】	① A1 ① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	c
法人が主導して、新人職員研修には権利擁護研修を導入し、定期的に虐待防止チェックリストで、日々の支援を見直している。子どもの権利擁護は、社会的養護関係施設の使命・役割の基本とされ、施設として子どもの権利擁護を学ぶ機会は必須とされる。子どもの権利は、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」に大別される。職員が子どもの権利を学び、具体的に理解を深めることで、日々の支援にどのように活かしていくかを共有化することが望まれる。		
1-（2） 権利について理解を促す取組		
【コメント】	② A2 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	b
子どもは、一人ひとりに年齢や特性、理解力に差があり、それに応じた対応・説明をしているが、周囲の子どもに、その理由を伝えることで、個々の違いや、自分と同様に相手にも権利があることを学ぶ機会としている。子ども自身が、自分と相手とは違うということを理解することが、相手の気持ちを考え、子ども同士の理解に繋がるように心がけている。また、職員が子ども同士の揉め事に介入する際には、身体暴力は勿論のこと、言葉も暴力になることを伝え、どのような言動が相手を傷つけるのかを伝えている。子どもは、それぞれに子どもの権利ノートを所持しているが、ノートの継続的な活用はない。職員・子ども双方から、共に学ぶ機会を定期的に設けていくことに期待したい。		
1-（3） 生い立ちを振り返る取組		
【コメント】	① A3 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生い立ちを振り返る取組を行っている。	a
子どもの生い立ちを伝える場合には、児童相談所と相談して時期を見るが、児童精神科医から助言を受けたり、子どもの反応から時期を見直したり、個々の子どもの状態に合わせて進めている。アルバムを整理したり、幼稚園や学齢期の作品などを残し、子どもの思い出が、保護者と共有できるように配慮している。また、保護者と関係が薄い子どもに対しては、個別対応の職員が密接に関わりをつくっている。子どもによっては、自分の生い立ちに否定的な場合もあり、施設での暮らしの中で、自分が守られ大事にされていることを感じられるように支援することで、子どもの成長を支えるように努めている。		
1-（4） 被措置児童等虐待対応		
【コメント】	① A4 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	c
苦情対応規定や事故対応のなかに虐待対応が記され、虐待防止チェックリストを整備しているが、この項目が求めるのは、児童福祉法33条による被措置児童等虐待の防止等の規定であり、厚生労働省から出された「被措置児童等虐待対応ガイドライン」の周知である。虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、通告受理機関に通告の義務が課され、また、当該児童も同様に届出ができる。同時に、届出者・通告者が不利益を受けることがないという制度の周知徹底が求められている。特に、子どもが自ら訴えることができるように、子どもの理解に合わせた方法で説明することが望ましい。		

1- (5) 子どもの意向や主体性への配慮		
【コメント】	① A5 職員と子どもが共生の意識を持ち、生活全般について共に考え、快適な生活に向けて子ども自身が主体的に取り組んでいる。	a
セクションルールは、集団生活の中で「相手も自分も困らないように」と、年度の初めに子どもたちとともに決めているが、年度途中でも、子どもたちの要望に応じて変更をする場合もある。園全体で取り組む行事等は、子ども自治会「みつばっち」が主導して計画・実行し、行事の司会やリクエストメニューをまとめたりしている。年齢に応じて小遣い帳をつけている。中学生以上は小遣いに散髪代（領収書のいらぬ経費として）を含み、子どもが店舗に行きやすくしている。小遣いは、高校生から自己管理をしている。スマホは、高校生から所持できるが、毎月、小遣い以外にスマホ代として5,000円の補助があり、併せて自己管理をしている。小学生までは職員と買い物に行き、商品の値段など具体的に体験させている。子どもに希望があれば、欲しい物のため月の小遣いを貯めて購入することも学んでいる。		

1- (6) 支援の継続性とアフターケア		
【コメント】	② A6 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	b
子どもの入所時には、児童相談所からの入所理由や、一時保護時の子どもの様子の書類を確認して、子どもの基本情報を把握している。入所後約1ヶ月近くは、子どもの食事の嗜好、行動・健康等の詳細なアセスメントをとり、子どもへの理解を深めている。着替えや歯磨き等、子どもの生活習慣を見極めて手助けする等、日常生活全般を通して、セクションが落ち浮くまで職員間で注意を払っている。施設では、スマホの所持が高校生からのため、中学生以下で、既にスマホを所持していた子どもが入所の際には、保護者からの同意書だけではなく、丁寧に子どもに説明をしている。新たな入所がある場合には、入所する子どもだけではなく、既に入所している子どもも不安になる傾向がある。子ども集団の安定のために、子ども自身が分かりやすいしおりを用意して、子ども同士で活用できる工夫にも期待したい。		

【コメント】	③ A7 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	b
施設は、退所後の子どもが一番の困り事は、各種の諸手続きであることを把握し、高校3年生から退所時期にかけて、一緒に住民票を取りに行く・キャッシュカードの作成してATMを使用する等、想定される経験を職員と一緒にしている。小遣いを通じた金銭管理の練習の他、退所後の自炊の必要性は、施設として認識しているが、落ち着いた環境で調理の練習できないこともあり、実施に至っていない。退所後の選択としては、単身生活が困難と思われる子どもには、寮のある職場を選択したり、障がいのグループホームへの入所が予定される場合には、法人本部とも連携して、福祉サービス・就労の情報を入手している。3年前から、社会自立支援事業を活用し、その後は退所児童と全員に連絡が取れる体制となり、半年に1度は子どもの報告書を作成している。アフターケアは、基本的に担当職員が担い、子どもを訪問する際には、出張扱いとなっている。子どもの居住地は全国にわたるため、今後は、全国の関係団体等と連携を図りフォローできる体制にも期待したい。		

A-2 養育・支援の質の確保

2- (1) 養育・支援の基本		
【コメント】	① A8 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかりと受け止めている。	a
職員は、子どもの個別対応の重要性は認識しつつも、集団の平等性と、個別の支援のバランスに悩むことがあり、児童精神科医師の助言を受けて、その子だけの「スペシャルタイム」という時間設定の仕組みをつくった。子どもの成長に即して、何故このような支援が必要なのかという個別支援の意味と、集団の中の「特別扱い」の意味を問い直す中で、個々の子どもと向き合っている。子ども自身にも、それぞれの支援の意味を伝えることで理解に繋げている。児童精神科医からは、子どもの問題行動の背景を把握するための助言を受けて、子どもを受け止め安心感を与えるように努めている。また、子どもが表出する感情に職員が揺さぶられた時には、心理職員の気付きを含めて、職員が複数で対応するようにしている。		

【コメント】	① A9 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。	b
幼児室は、職員が添い寝をしているが、小学校からは、ほぼ個室となっているため、小学校入学前には、個室に慣れるように練習をしている。食事の好き嫌いについては、「食事を楽しむ」ことを優先して無理強いはいしていない。セクションルールは、子ども達とともに決めている。子どもの個別な時間として「スペシャルタイム」を設けたことで、子ども自身が自分の特別な時間として意識でき、その時間まで待てるようになった。職員は、子ども達が「スペシャルタイム」の意味を理解して、子ども間で自慢したり妬んだりすることがないことを、子どもの成長と捉えている。今後は、子どもの長期休みの余暇活動の個別対応の充実のためにも、職員の増員を含めた組織的な対応にも期待したい。		

【コメント】	② A10 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切に、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	b
<p>子どもの見守りの対応については、ベテラン職員と新人職員をペアにする等のOJTを意識した勤務体制には不十分なため、セクション・ミーティングで伝え合い、子どもに対する共通の認識を確認し合っている。セクション内の共有化に止まらず、施設全体で共有化するために、担当職員以外でも子どもの情報を確認し話し合える方法を検討している。子どもを信じ見守る支援の共有化を図るためにも、今後に期待したい。</p>		
【コメント】	① A11 発達段階に応じた学びや遊びの場を保障している。	a
<p>3歳までは、園内の保育計画があり、4歳からは幼稚園に入園している。現在、小学4年生が学習ボランティアを利用している。また、希望があれば塾に通うことも可能で、現在、中学1年生が通っている。地域の野球やサッカーの少年団にも加入できる。習い事として、そろばん塾に通っている。経費は、中学生以上は国の予算があり、小学生以下は保護者の同意を得て子ども手当を活用している。町内会で和太鼓を習い、地域行事やお祭りで披露している。就学前に児童発達支援事業所に通所した例もある。コロナ禍で実現できていないが、後は公共交通機関の利用・練習を兼ねて、図書館や科学館に行くことを計画している。</p>		
【コメント】	② A12 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	b
<p>過去に外部講師によるスマホの正しい使い方の講習を実施した経緯があり、ネットやSNSの正しい知識を吸収することの重要性から、改めて取り組む意向が示された。また、子ども達に向けて歯科医師による正しい歯の磨き方の講習会を開いている。児童精神科医師からの助言を受けて子どもの頑張り表を壁に掲示している。年齢に応じて掃除・洗濯をしている。施設における基本的な生活習慣の習得は、リビングケアの基本でありアフターケアの基礎となる。改めて、年齢・特性に応じた基本的な生活習慣の習得時期・方法を見直し、退所後の不安軽減につながることに期待したい。</p>		
2 - (2) 食生活		
【コメント】	① A13 おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	b
<p>食堂は明るく広々としている。冷蔵庫には数種類のドレッシングがあり、好みに合わせて食べられるように配慮をしている。また食事のルールはあるが、縛られることなく子どものニーズに柔軟に対応している。行事食の日は買い出しの経験ができ、自立へ向けた調理体験も予定している。食事の意見箱を設置し、栄養士との茶話会も設けているが、アンケート結果は「食事が楽しくおいしい」と回答する数が少ない。献立が成人施設の食事と共通のため、「子ども向けになりにくいから」と分析している。今後は子どもが意見を出しやすいようにアンケート内容を検討し、分析結果を献立や味付けに反映して、食事を楽しく思えるような改善や工夫に期待したい。</p>		
2 - (3) 衣生活		
【コメント】	② A14 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a
<p>子ども達は衣類の購入を楽しみにしている。購入時には職員が同行して、子どもの好みや選んだものを尊重しつつ、年齢相応でTPOに合うようにアドバイスしている。アイロンがけや修繕などは子ども達が過ごしている傍らで行っている。洗濯は自立しており、アイロンがけも行っている。それらの技術が未熟な子どもには職員が見守りつつ教えている。衣服の着用にあたっては、見だしなみに配慮し、個性を大切に自己表現できるような支援をしている。</p>		
2 - (4) 住生活		
【コメント】	③ A15 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。	b
<p>学園内には絵画や木工作品が飾られ、温かみのある空間を作っている。子どもの多くは、自室の壁に作品を飾るなどしている。また、二人部屋の子どもたちは互いに生活エリアを決め、プライベート空間を確保している。セクションルールで共有スペースのルールがあり、整理整頓が保たれている。春には花を育てるなど子どもも環境整備に参加している。しかし、家具やお風呂場のタイル、ソファカーパーの破損が目立つところもある。予算の関係で修繕や買い替えが難しい面があることや、子どものこだわりによる破損もあり、共有スペースの維持管理の困難さを推測するが、破損した物品を放置しない工夫や対策を早急に取り組むことに期待したい。</p>		

2 - (5) 健康と安全		第三者 評価結果
【コメント】	① A16 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	b
<p>子どもの心身の健康状態の変化については、引継ぎノートに記入し、職員はそれをもとに情報共有している。精神科へ通院している子どもは多く、医療機関、ソーシャルワーカー、児童相談所と連携しながら服薬や病気の説明など個々に合った支援を行っている。法人の「衛生対策委員会」が、子どもや職員の衛生・感染症対策などの健康管理を担っている。「星空ホーム」は感染時に待機できる居住棟として、2021年度に新設されている。近年のコロナ禍で感染症対策の業務過多となっても居室に温度計の設置を検討しており、健康管理の努力が伺える。更なる心身の健康の維持向上として、心理職とも連携した支援が期待される。</p>		
2 - (6) 性に関する教育		
【コメント】	② A17 子どもの年齢・発達段階に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	c
<p>お風呂は一人ずつ入浴させており、性的なトラブルを回避している。また性教育は、職員から子どもたちへわかりやすい言葉で「個々のプライバシーを守る」というところから伝えているが、年齢や発達状況に応じたカリキュラムの用意や学習の機会を設けるまでには至っていない。今年度は性教育について職員間での学習会や外部研修への参加が行われていない。そのため、①まずは職員が、いのちの教育の一環として、「子どもへの性教育の知識」と「支援のあり方」を学習し、②年齢や発達状況に応じた性教育のカリキュラムを作成し、③子どもたちが正しい知識を得る機会を設けることが望まれる。</p>		
2 - (7) 行動上の問題及び問題状況への対応		
【コメント】	③ A18 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	b
<p>分離体験等による子どもの怒りが職員に向けられる時には、子どもと距離が取れるように、他の職員が間に入るようにしている。子どもの心理的な背景や要因については、随時、児童精神科医師に相談・助言を受ける体制にある。子どもからの「お試し行動」については、職員が一人で抱え込まないように、別な角度から心理職員が担当者に気付きを伝えている。職員が子どもと余裕を持って対応するためには、アンガーマネジメント等の援助技術の向上を目指した研修が必要である。同時に、職員が一人で子どもに対応することに負担が大きい場合に備えた職員の配置は重要であり、子どもへの対応で職員が孤立しない体制にも期待したい。</p>		
【コメント】	④ A19 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	b
<p>子ども同士のトラブルがある場合には、子ども間の距離を離すようにして、子どもがそれぞれのクールダウンの方法を身に付けられるように支援している。小学生以上は、ほぼ個室となったために、部屋で気持ちを落ち着けたり、玄関前の椅子が落ち着く場所となっている場合もある。子どもの気持ちが落ち着いたら頃を見計らい、職員とともに振り返りを行っている。職員が振り返りの内容を紙に書いて渡したり、子どもが書いて壁に貼ったりしている。児童相談所とは、子どもの情報を常に共有し相談している。子ども自身がコントロール方法を学ぶ外部研修の必要性を感じており、今後の実施に期待したい。</p>		
2 - (8) 心理的ケア		
【コメント】	⑤ A20 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	b
<p>心理職員は、子どもの課題について、年度で、問題・仮説・目的方針・具体案について記した心理個別方針を纏め、面談内容を詳細に記録している。また、心理面談での子どもの様子を月毎にまとめ職員会議で報告している。現在、心理療法を受けている子どもは10名であるが、他の子ども達についても、心理ケアの必要性を感じている。現場支援に入る時には、心理面での気付きを引継ぎノートに記録し、担当職員と子どもの情報を共有している。子どもの精神科通院には、生活情報と支援の助言を受けるために、担当職員が付き添うことから、現時点では、直接、心理職員が精神科医師と支援方法を確認し合う場面はない。逆に、現場職員からは、心理職員と精神科医師が直接連携をとり、その結果を分かりやすく現場職員に伝えることで、心理職員が支援についてのスーパーバイザーとしての役割を果たすことに期待している。一方、心理職員は、自立支援プログラム（キャリアカウンセリングプロジェクト）等を導入して、子どもが将来の選択肢を増やし展望を持てるような取り組みに関心を抱いている。今後は、支援の現場を知る常勤の心理職として、児童精神科医師との連携を強化し、支援の質の向上に繋げることに期待したい。</p>		

2-(9) 学習・進学支援、進路支援等		
【コメント】	① A21 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a
特別支援学校へ通学している子どもがいる。また、学習ボランティアの活用や通塾している子どももいる。通学区の小学校には、独自に全校生徒に対して連絡帳がある。子どもが必要な提出物を出さなかったことで対応が遅れる場合があり、小学生までは、学校への提出物や宿題・忘れ物については、職員の責任という体制を取り、子どもとともに確認している。中学生は、基本的に自己管理となるが、なかなか改善しない子どもについては、直接学校とやり取りをして連絡を取り合っている。小学校・中学校とは、日頃から連携を取る中で、施設に対する理解を促し、子どもの環境への理解を学校と共有している。		
【コメント】	② A22 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	b
社会的養護自立支援事業を活用して、身元保証人確保対策事業、就学者自立生活支援事業等の情報を一覧にして、子どもに応じた情報提供や支援をしている。現在、高校を中退して通信高校に転入した子どもについて、措置延長をして学習の支援をしている。進学が可能な子どもには、法人が平成29年度より創設した奨学金制度を利用させている。さらに必要な各種奨学金の情報を収集している。子どもの退所先は、道内に止まらない。道外の情報収集についても積極的におこなう準備を始めている。今後も、子どもの進路の自己決定の選択肢を増やすことに期待したい。		
【コメント】	③ A23 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	b
特別支援学校に通学する子どもの場合には、学校での職場実習を通して社会経験や就職先に繋がる体験をしている。福祉事業所での就労実習であれば、障がい福祉サービスの相談支援事業所との繋がりが法人内外にある。地元スーパーのアルバイトは、職場からの信頼を得て、長年、先輩から後輩に引き継いでいる。現在は、施設独自にアルバイトや職場体験の場所を開拓するまでには至っていない。今後は、若者サポートセンター等の社会資源を活用して情報を入手し、子どもたちに提供する意向を示しており、期待したい。		
2-(10) 施設と家族との信頼関係づくり		
【コメント】	① A24 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	b
家庭支援専門相談員を配置し、担当職員とともに保護者の対応をしている。保護者には、一緒に子どもを育てていこうというメッセージを伝えている。子どもへの理解を深めるために、子どもの精神科通院に、保護者が同行しているケースもある。子どもの状況と保護者の求めに応じて面会などを設定している。子どもの現状の電話連絡をしたり、学園便りや学校案内を郵送して、子どもへの関心の継続を図っている。子どもと保護者の情報は、家庭支援専門相談員が集約し、一覧表を作成しているが、施設全体で家族関係の調整・相談に対応するためには、一層の情報共有が必要となる。随時の家庭状況の変化を職員間で共有して保護者に対応するためにも、情報の流れと役割を明確にした記録を残し、誰でも確認できるようにすることに期待したい。		
2-(11) 親子関係の再構築支援		
【コメント】	① A25 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	b
親子関係の再構築には、児童相談所との話し合いや、児童精神科医師の助言を受け、子どもと保護者の気持ちの調整を図りつつ慎重にすすめている。養育能力や理解力が困難な保護者に対しては、児童相談所による家庭訪問もある。児童相談所・施設・保護者との三者で話し合いを持つ場合もある。地域支援として、家庭支援専門相談員が要保護児童対策地域協議会に積極的にかかわり、地域での社会資源と繋がっている。家庭支援専門相談員が作成する家庭支援のための個別対応記録票はあるが、経過の記録は充分ではない。再構築のための支援方針を施設全体で共有するためにも改善が期待される。		